

- (4) 役員又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が有資格者であるかどうかにかかわらず、その相手方が(2)から(5)のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年)12月11日

甲 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

豊中市長

長内繁樹

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

取締役常務執行役員兼営業本部長

又 伸 一 正

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

豊中市

大栄環境株式会社

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

豊中市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害（以下「地震等災害」という。）時の不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、豊中市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害時の不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること。
- （2） 災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
- （3） 災害廃棄物等の処分に関すること。
- （4） 災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- （5） 前各号に伴う必要な事業に関すること。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の方法による事ができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2） 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。
- （3） 関係法令等を遵守すること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1） 想定される災害及び不測の事態
- （2） 協力要請の手続き、手順
- （3） 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量
- （4） 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （5） 災害廃棄物等の収集運搬
- （6） 災害廃棄物等の処分
- （7） その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、不測の事態となる直前における適正な価格を基準とし、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村又は都道府県への応援）

第8条 甲が、他被災市町村又は都道府県に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由なく協力しなかった場合又は本協定に違反した場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

（1） 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2） 役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に実質的に参加している者が暴力団員であると認められるとき。

（3） 役員又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。